

法面防災事業補助金制度のご案内

【制度の概要】

近年、大雨や台風等により各地域でがけ崩れが発生し、市民生活に大きな影響を与えています。このことから志布志市では宅地の法面災害を防止するとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、法面の吹付けや擁壁等の法面防災工事を行う際に費用の一部を助成します。

【助成金額】

工事費の1/2かつ上限100万円（同一敷地内に1回限り）

【助成対象者】

- ・ 個人であること（法人でないこと）
- ・ 崖のある宅地を所有している、または崖のある宅地の所有者から工事について同意を得ている

【助成対象となる土地】

- ・ 志布志市内の自己の居住の用に供する建物の土地である
- ・ 個人が所有している ・ 営利を目的としない
- ・ 人工崖の場合、築造後10年経過している
- ・ 土地の所有者が5年以上変わっていない ・ 市税の滞納がない
- ・ 宅地造成等規制法による監督処分等を受けていない
- ・ その他関係法令や規則に違反していないと認められない

【助成対象となる崖】

- ・ 高さが2 mを超え、角度が30度以上の崖
- ・ 建築物、公共施設または私道に崖崩れの被害が及ぶ恐れがある

【対象となる工事】

- ・ 擁壁の設置 ・ 法枠の設置 ・ 法面のCo吹付け ・ 擁壁の補強

注）安全性の保障されない工事、仮設工事、樹木の伐採、新たな宅地造成などの工事は助成対象外となります。